

第16号様式（第7条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
(あて先) 一宮市消防長 <div style="text-align: center;"> 届出者 住 所 氏 名 (電話 番) </div>			
一宮市火災予防条例第45条の規定により、露店の開設を届け出ます。			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。

露店等や客席の配置

実施計画と同様の配置図を添付してください。
なお、火気使用器具、発電機、消火器等を記載するとともに、
たき火等は露店間の離隔距離が確保されているか、
避難導線の⇒なども追記してください。

露店等開設における遵守事項

以下の内容を、各出店者に十分に周知してください。

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 4 対象火気器具等を使う露店等には、消火器を準備すること。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などを使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 発電機や危険物容器を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の燃料は設置したままにしないこと、可燃物は持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、管轄消防署に連絡すること。

露店等の自主点検表

以下の内容を、各出店者に配布し、当日の準備時にプログラム代表者が必ずそれぞれの出店についてチェックをお願いします。

該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

点検項目	自主点検内容	チェック欄
開設場所	開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理	火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。	
消火器	適切な消火器を準備しています。	
火気器具等	対象火気器具等は安定した不燃性の床上又は台上で使用しています。	
	対象火気器具等を使用するときは近くに可燃物を置いていません。	
液化石油ガス	LPガスボンベは転倒しないよう設置し、火気とおおむね2m以上離れた位置に設置していません。	
	LPガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用していません。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用しています。	
カセットこんろ	カセットこんろを使用する場合は、正しい取扱いをしています。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。	
電気器具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重が掛からないようにしています。	
	水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
発電機	発電機の正しい使用方法を理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器	危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器の蓋を開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用します。	
玩具用煙火	玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをしています。	
暖房器具	暖房器具を使用する際には、可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れません。 給油は、火を消してから行います。	
放火防止対策等	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の燃料は設置したままにせず、可燃物は持ち帰ります	
	放火されないために、整理整頓を実施します。	